

再生砕石等製造施設における 石綿含有産業廃棄物混入防止対策について



埼玉県では、平成 23 年 6 月 21 日に解体廃棄物から再生砕石又は再生砕石原料を製造する施設（以下、再生砕石等製造施設）において、事業者が取り組む対策を定めることにより、石綿含有産業廃棄物等の製品砕石への混入を防止する事を目的として指針を策定しました。

本指針の策定に至る背景として、再生砕石が敷設されたさいたま市内の旧県管理地や複数の再生砕石敷設現場、埼玉県内の複数の再生砕石製造事業所、さらには全国の複数の自治体において、石綿含有建材の混入が確認されたことによります。この石綿含有建材の混入の原因は、解体現場における廃棄物の分別及び中間処理施設における確認が不十分であったことなどが考えられており、そのため解体業界及び産業廃棄物処理業界に対して、混入防止の徹底が強く求められています。

概要は、以下の通りです。

再生砕石等製造施設における事業者の取組

- ① 排出事業者及び収集運搬業者への石綿含有産業廃棄物が混入した廃棄物の受入不可の周知
- ② 搬入時の確認
- ③ 処理時及び処理後の確認
- ④ 確認された石綿含有産業廃棄物の処理
- ⑤ 従業員教育
- ⑥ 大気環境調査の実施

当社は、空気、建材製品はもちろん、再生砕石のアスベスト分析も行っております。お困り事・ご相談事等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2011年6月21日付 埼玉県ホームページ

化学分析箇所 守屋貴志